

法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について

令和4年4月1日

1 趣旨

就労環境の改善による建設業の持続的発展に必要な人材の確保を図るため、平成30年4月に「豊川市における建設業者の社会保険等未加入対策の運用について」を制定し、社会保険等未加入対策に取り組んでいます。

建設業者の社会保険等の加入を一層進めていくためには、必要な法定福利費（現場労働者に係る雇用保険、社会保険及び厚生年金保険の保険の事業主負担分）が、工事ごとの請負代金の中で適切に確保されることが必要であることから、契約締結後に各工事に係る法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出を求めることとします。

2 請負代金内訳書の提出方法

豊川市公共工事請負契約約款の一部（第3条）を改正し、次のとおり実施します。

- ・契約締結後14日以内に工事担当課に、社会保険等に係る事業者負担分である法定福利費を明示した「請負代金内訳書」を提出していただきます。
- ・入札時に法定福利費を明示した工事費積算内訳書を提出した場合、請負代金内訳書の提出に代えることができます。また、入札時に法定福利費を明示していない工事費積算内訳書を提出した場合でも、その工事費積算内訳書に法定福利費を追記すれば、請負代金内訳書として取り扱います。

※なお、内訳書に記入した法定福利費は、受注者を拘束するものではありません。

3 実施時期

令和4年4月1日以降の入札公告分から実施します。

4 請負代金内訳書の様式

様式は任意ですが、住所又は所在地、商号又は名称、代表者氏名、工事番号、工事名、工事場所を記載のうえ、入札時に提出した工事費積算内訳書と同じ内訳金額及び工事価格を記載し、末尾に工事価格に含まれる法定福利費を記載してください。

いずれも消費税及び地方消費税相当額を除いてください。

なお、入札時に提出した工事費積算内訳書に、法定福利費を追記していただくことで、請負代金内訳書に代えることができます。

※別添見本参照

5 法定福利費の計算方法

工事の直接的な作業に従事する現場作業員（元請、下請共）に係る法定福利費の事業者負担分を計算して下さい。

① 労務費を算出し、法定福利費を求める場合

- ・入札書、見積書作成の際、直接工事費の積算に労務費を使用している場合
⇒当該労務費を使用
- ・入札書、見積書作成の際、直接工事費の積算に労務費を使用しない場合
⇒過去の工事实績等から平均的な労務費率を算出し、これを工事費に乘じ
労務費を算出
- ・労務費に各保険の保険料率を乗じることで、法定福利費を算出

$$\text{法定福利費} = \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率 (事業主負担分)}$$

② 労務費の算出が困難な場合

- ・自社の工事实績等から平均的な法定福利費率を算出し、これを工事費に乘じて、法定福利費を算出

$$\text{法定福利費} = \text{工事費} \times \text{工事費当たりの平均的な法定福利費の割合}$$

③ 下請業者から提出された見積書等を活用する場合

- ・下請業者から提出された法定福利費を内訳明示した見積書等を活用（明示された法定福利費の額を合算）

$$\text{法定福利費} = \text{元請の法定福利費} + \text{下請Aの法定福利費}$$

$$+ \text{下請Bの法定福利費} + \dots$$

6 対象となる法定福利費

次の保険料の現場労働者の事業主負担分が対象です。

- ① 健康保険料（介護保険料含む）
- ② 厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）
- ③ 雇用保険料

※現場労働者：技能士や建設機械運転者などの技能労働者、作業員など建設工事の現場において直接作業に従事する者。

7 留意事項

- ・法定福利費の算出方法によっては、必ずしも個々の社会保険の法定福利費を算出できるとは限らないため、社会保険の種類毎に記載せず、まとめて記載することでも差し支えありません。
- ・工事費目（直接工事費、現場管理費等）毎に法定福利費を内訳記載するのではなく、請負代金総額に対して内訳記載することで差し支えありません。
- ・受注段階で下請業者が確定しておらず、下請業者が社会保険等の適用対象か、適用除外（法定福利費無し）か不明である場合には、全ての下請業者が社会保険等に加入しているという前提で算出した法定福利費を記載し

てください。

・公共工事の入札の際に提出する工事費積算内訳書については、法定福利費を明示することとされていないが、入札段階から法定福利費を適正に確保することが必要であり、また、契約段階での適正な法定福利費の確保や落札後の請負代金内訳書作成の効率化の観点から、入札段階からあらかじめ必要となる法定福利費を算出する（必要な法定福利費が含まれた工事費を算出する）ことが望ましい。

○適用する保険料率（参考）

協会けんぽ愛知支部に加入した場合（率は、令和3年2月現在）

保険の種類	保険料率 (事業主負担分)	参照先
健康保険料	4.94%	全国健康保険協会、 健康保険組合など
介護保険料	0.895%	
厚生年金保険料	9.15%	日本年金機構
子ども・子育て拠出金	0.36%	
雇用保険料	0.8%	厚生労働省
社会保険料率	16.145%	

※保険料率は、変更されます。所管の官庁等で確認してください。

○労務比率（参考）

（平成30年4月1日現在）

事業の種類	労務比率
水力発電施設、ずい道等新設事業	19%
道路新設事業	19%
舗装工事業	17%
鉄道又は軌道新設事業	24%
建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	23%
既設建築物設備工事業	23%
機械装置の組立又は据付の事業	38%
組立又は取り付けに関するもの	
その他のもの	
その他の建設事業	24%

※根拠法令：労働保険の保険料の徴収等に関する法律第11条第3項

法定福利費の計算例（参考）

○入札書作成時に労務費を使用

入札額 25,000,000 円 直接工事費の内労務費 6,100,000 円

$$\begin{aligned}\text{法定福利費} &= \text{労務費} \times \text{法定保険料率（事業主負担分）} \\ &= 6,100,000 \text{ 円} \times 16.145\% \\ &= \underline{984,845 \text{ 円}}\end{aligned}$$

*請負代金内訳書（工事費積算内訳書）に法定福利費として記載

○入札書作成時に労務費を未使用

入札額 25,000,000 円

$$\begin{aligned}\text{労務費} &= \text{入札額} \times \text{平均的な労務費率} \\ &= 25,000,000 \text{ 円} \times 24\% \\ &= 6,000,000 \text{ 円}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{法定福利費} &= \text{労務費} \times \text{法定保険料率（事業主負担分）} \\ &= 6,000,000 \text{ 円} \times 16.145\% \\ &= \underline{968,700 \text{ 円}}\end{aligned}$$

*請負代金内訳書（工事費積算内訳書）に法定福利費として記載

法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（参考）

○国土交通省の公表している、法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順等を公表していますので参考にしてください。

掲載先⇒（国土交通省ホームページ）

「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」

<https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>

「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)」

<https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>

【問い合わせ先】

豊川市総務部契約検査課 契約係 電話 0533-89-2178